

平成 26 年 6 月 13 日現在

機関番号：13201

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520895

研究課題名(和文) 帝政ロシアの移住・入植事業と移住農民－19世紀後半から20世紀初頭

研究課題名(英文) Migration and colonization in Russian Empire and the settlers: from the nineteenth to the early twentieth centuries.

研究代表者

青木 恭子 (Aoki, Kyoko)

富山大学・人文学部・准教授

研究者番号：10313579

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円、(間接経費) 720,000円

研究成果の概要(和文)： 帝政ロシアにおいて、ヨーロッパロシアからウラルを越えたアジアロシアへの農民移住は国家的事業として推進されており、政府は様々な特典を与えて移住を支援していた。他方で移住農民は、必ずしも常に国家の政策に従って行動するわけではない。とりわけ、農耕者である移住者にとって入植先の選択は極めて重要な問題であり、支援を受けて入植困難地域の区画を分与されるよりはむしろ、支援を受けずに好きな場所へ移住することを選ぶ者も多く見られた。移住者は「主体性」をもって自らの行動を決めていたのである。

研究成果の概要(英文)： In Russia, the resettlement to Asiatic Russia beyond the Urals was promoted as a national project, and the government gave various privileges and support to the settlers. On the other hand, migrants did not always act according to the migration policy of the state. Especially, selecting their destination was vitally important for the peasant-settlers: many of them preferred settling at their own choice without receiving any support, rather than receiving land allotments in such areas as were hard to cultivate. They acted on their initiative.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：ロシア史 移民史

## 1. 研究開始当初の背景

本研究代表者は、帝政末期のロシアにおける出稼ぎや移住など「人の移動」に関心を持ち、近年では、ヨーロッパロシアからウラルを越えたアジアロシアへの農民移住を中心に研究を続けてきた。その成果は、博士号学位請求論文「帝政ロシアの移住・入植政策と移住農民—19世紀後半から20世紀初頭」としてまとめられている(2010年1月)。

この博士号学位請求論文の最大の特徴は、移住統計データの詳細な分析にあった。1894年以降、シベリア鉄道の要衝チェリャピンスクを通過した移住者に対する調査が行われてきた。このような移住統計データは、移住農民の実際の行動を再現するための重要な史料であるが、従来の移住研究では、データ自体が膨大なこともあり、この統計資料が十分に活用されてきたとは言い難い。

他方で、ポストソヴィエト期の新たな移住研究では、移住農民の「主体性」が注目されるようになってきている。しかしながら、農民自身はほとんど何も書き残しておらず、彼らの本音や実像を記述史料のみから解明することは非常に困難である。したがって、最近の研究の中でさえ、移住者の「主体性」が注目されているにもかかわらず十分に分析されているわけではないのが実情である。

移住農民は、誰かに強制されて移住するわけではない。たとえ故郷で暮らしを立てるのが難しいとしても、移住以外の選択肢もないわけではない。他の選択肢がすべて絶たれ移住しか道が残されていないとしても、実際に移住に踏み切るかどうかは、移住農民自身が選択した結果である。農民がなぜアジアロシア移住という道を選ぶのか、移住の発生原因や動機を解明するには、移住者の「主体的」な決断という観点から見ていく必要がある。

## 2. 研究の目的

本研究の当初の目的は、帝政末期のロシアにおいて、ヨーロッパロシアからウラルを越えたアジアロシアへの農民移住が実際にどのように行われていたのか、統計資料に基づいて再現することにあった。移住者に対して行われた調査の詳細な結果は年次統計資料集として公開されているが、年度によっては未公開の年もある。特に問題なのが、移住史上、非常に重要な意味を持つ1908-1912年の詳しい統計が公開物として手に入らないことである。1908年にはアジアロシアへの移住者数がピークを迎えるが、急激に増えすぎた移住者は現場の混乱を引き起こし、移住者数を抑制する措置がとられた。その結果、1909年から1911年にかけて、移住者数が激減するが、その後また状況が変わり、1912年から再び移住者数が増加を始める。

そこで、年次統計資料が公開されていないこの5年間(1908-19012年)に何が起きていたのか、移住の状況を年次統計以外の資料に基づいて分析し再現することが、本研究の当

初の目的であり課題であった。

## 3. 研究の方法

当該研究課題の主たる研究方法として、以下の二つがあげられる。

### (1) 統計資料の収集および分析

上述した年次統計資料には多くの情報が含まれている。そこで、これまで行ってきた研究の中では利用してこなかった情報の分析を継続して行う。また、中継拠点を通過した移住者に対して行われた調査に基づく移住統計以外にも、アジアロシアの入植地で集落ごとに実施された実態調査の資料なども何点か公開されているので、ロシア国立図書館(The National Library of Russia)で収集する。

### (2) 未公開文書の閲覧

ロシア国立歴史文書館(Российский Государственный Исторический Архив)に保管されている帝政ロシア中央政府の行政文書に基づいて、移住政策の策定および移住・入植事業の実施状況を詳細に跡づける。

## 4. 研究成果

### (1) 研究の主な成果

アジアロシア移住・入植とは、国家による国益の追求と移住者自身の個人的動機とが分かち難く結びついたものである。移住農民は、政府による移住支援を利用しながらも、必ずしも国家の意向に添って行動していたわけではない。本研究では、入植先の選定という局面において、国家と移住者それぞれの思惑がどのような形で現れているのかを解明することを試みている。

### 「移住先の選択」と移住者の「主体性」

統計データを用いた移住者の出身地と入植先の分析を通じて、移住農民の「主体性」が「移住先の選択」という局面でどのように現れてくるのか、考察した。

送出県によって多い移住先が異なるなど、移住者の出身地と入植先には明らかな偏りが見られる。このような偏りがなぜ生じるのか、移住者が行き先を決定する要因として先行研究の中で言われてきたことを総合すると、以下の3点に集約される。

第一は、自然環境の近似性である。移住者は自然環境が故郷と似ている場所を好むというのが、帝政期から現在まで主流の見解である。自然環境が故郷と近ければ、慣れ親しんだ農業経営方式をほぼ適用できるので、移住者が定着しやすいと考えられている。農耕者である移住者にとって自然環境の近似性は決して無視できない条件である。

第二に、移住の「伝統」である。後から移住する者は、先に移住した同郷人や親戚の近くへ移住したがる傾向がある。入植直後の時期に彼らを頼ることができる、というのが第一の理由だが、それだけではない。先人がい

るということは、手紙や噂話など様々な媒体を通じてその入植地域や移動ルートに関する情報が伝わり、蓄積されていることでもある。

第三に挙げられるのが、入植区画の空き状況である。移住許可証明書は、原則として、先遣人を派遣して移住者用の入植区画を登録しなければ、交付されない。したがって、政府支援を受けて移住しようとする場合の行き先は、入植区画に空きがある場所に限定されることになり、現実には「どこに移住したいか」よりも「どこなら移住できるか」によって移住先が決まることになる。

移住研究では、どの地域を対象とするかによって、得られる結果がかなり大きく変わってくる。そこで、ヨーロッパロシアの移住者送出地域を、シベリア鉄道開通以前から比較的多くの移住者を送り出してきた「伝統的」送出県と、シベリア鉄道開通後の1890年代後半以降に移住者が急増した「新興の」送出県とに分けて、相互に比較しながら分析したところ、以下のことが明らかとなった。

「伝統的」送出地域の出身者は、同郷の先人たちと同じ場所へ移住するケースが比較的多くなる傾向があり、「連鎖的移住」のような現象も見られる。他方で「新興の」送出県は移住の「伝統」が浅く、頼るべき同郷の先人の数も少ないこともあって、正式な手続きを踏んで移住許可を取り、移住者用に準備された入植区画を分与されて移住する者が多くなっている。

シベリア鉄道が開通する1890年代半ば以降、移住者に分与される入植区画の多くが移住者に好まれない入植困難地域や遠隔地に偏在するようになりつつあった。そのような状況では、移住先の選択がほぼそのまま、政府から移住支援を受けるか受けないか、すなわち正式な手続きを踏んで移住許可を取るのか、それとも無許可で移住するのかという判断につながる。正式な許可を取って移住する場合、移住先として選択されるのは移住許可が下りる場所、すなわち入植区画に空きのある場所というのが前提である。結果として、タイガ密林地帯や乾燥ステップ地帯の未開墾地、もしくは極東地域へ移住する世帯が多くなる。

もしも入植区画に空きがなくても行きたい場所があるとしたら、移住支援は断念して無許可移住に踏み切る他はない。とりわけ移住の「伝統」が比較的長い送出県からは、たとえ無許可であっても「伝統の」入植地を目指す移住者が相対的に多くなる傾向がある。

農耕者である移住者にとって、移住先の選択は極めて重要な意味を持つ。政府当局がいかなる手を尽くしても無許可移住を根絶することができなかった理由は、恐らくその辺りにある。

「移住の自由」と「移住先選択の自由」  
主として行政文書に基づいて、移住政策の

立案過程や実施状況を詳細に跡づける作業を継続的に行う中で、1904年から1911年にかけて、移住者の「移住の自由」および「移住先選択の自由」をめぐる重要な政策転換がなされたことを明らかにした。

1904年の改正移住法および1906年追加規定は、「移住の自由を認めたもの」と評価されてきた。このとき認められた「自由」には2つの意味がある。それは、一つには、無許可移住を禁止する条項が消えたことで、移住証明書があろうとなかろうと移住そのものは自由となった、ということである。もう一つは、先遣人派遣の自由である。先遣人を送って入植区画を登録すれば移住証明書が受けられたので、政府支援を受けて移住する自由が認められた、ということでもある。それまでは、世帯人数が多い、ある程度の自己資金が準備できる、等の条件を満たさなければ移住許可が下りず、支援も受けられなかった。

この法改正によって移住者が急増し、入植区画の準備が追いつかなくなり、先遣人の派遣証明書発行を制限する措置が執られるようになった。そのような時に、入植区画の準備状況に合わせて合理的に移住者を振り分ける方法として注目されたのが、「組織された先遣人派遣」と呼ばれるシステムである。これは、送出県の地方機関が組織した先遣人の集団を入植区画に空きのある地域へ引率していくことで、移動にかかる負担を軽減し、入植区画の検分および登録の便宜を図ろうというものである。1909年には、農民が自由に先遣人を派遣できるのは極東地域のみとし、それ以外の地域には組織された先遣人集団だけが派遣されること、登録できる入植区画をあらかじめ送出県ごとに割り当てることが決定された。安全保障上重要であるにもかかわらず希望者が少ない極東だけは自由な移住を認めたが、それ以外の地域への移住は当局が完全な統制下に置いた。入植可能な空き区画数を数え、その入植地の地域的な特徴を考慮して、送出県ごとの需要に応じた配分を入植地域別に決めるシステムが実行されたのである。

ところが、この一見合理的なシステムは、期待された成果は何ももたらさなかった。移住者の人気が高いトムスク県アルタイ地方やアクモリンスク州には需要を満たすだけの入植区画は存在せず、先遣人の正式な派遣が制限され、「無許可の」先遣人と移住者が溢れていた。また、入植区画を送出県の間で事前に配分するシステムでは、「無許可の」先遣人は入植区画の登録を拒否され、逆に証明書を持つ先遣人は割り当て以外の地域を回って検分することが認められていなかった。集団派遣の先遣人には割り当てられた入植区画が気に入らないことも多く、区画を登録せずに帰郷する者が続出し、誰も登録しない区画が後に残された。いくら集団を組織して入植区画の登録をお膳立てしたところで、

先遣人すなわち移住農民自身が希望しない場所へ彼らを移住させることはできなかった。たとえ支援を受けるかわりに移住政策に沿った形で移住するとしても、移住者にとって移住先の選択が重要であることに変わりはないのである。

結果的に、導入からわずか2年後の1911年に「組織された先遣人派遣」システムは廃止された。このことは、第一義的には、入植区画の事前割当を伴う先遣人集団派遣という政策の完全な失敗を意味している。しかしながら、この政策転換は、新たな時代に適合した新しい移住政策への方針転換でもあった。単に「移住の自由」を復活させるだけではなく、入植困難の度合いや地域の戦略的重要性に応じて受けられる移住支援の規模に差を付け、有利な入植条件を提示することで移住者を呼び込む戦略に転じた。さらに、条件の良い入植地はこれまで以上に移住者個人の経営力に任せ、土地を無償で分与するのではなく私的所有財産として移住者に売却することまで検討されていた。19世紀以来の移住政策では、政府は農民を保護・後見し導かねばならないという立場から移住統制が試みられてきたが、ここでその政策が放棄された。最終的に政府は、「移住の自由」および「移住先選択の自由」を認め、より積極的に移住者の「主体性」に任せる方向へ政策転換を図ることになったのである。

## (2) 得られた成果の位置づけ

帝政期から現代に至るまで、アジアロシア移住・植民に関しては膨大な研究の蓄積があり、あらゆる問題が悉く研究し尽くされた感すらある。そのような中でも比較的研究が進んでいないのが、移住農民自身の「主体性」の解明であった。本研究は、統計データの詳細な分析を通して農民の移住行動を解明し、実証的に移住農民の「主体性」へ迫ることを試みている。現時点では未だ十分に立証が尽くされたとは言い難い。本研究の新たな動向として位置づけられるには十分であると考えている。

移住研究を進める上で最も基本的な史料となるのが、移住者または入植者に対して実施された統計調査や実態調査のデータであるが、従来の研究ではそれが十分に活用し尽くされたとは言い難い。本研究の最大の成果は、基本に立ち戻り実証的な分析を地道に重ねることによって、これまで唱えられてきた定説や仮説の是非を丹念に検証したことにある。たとえ華々しい独創性には欠けるとしても、このような基礎的な研究こそが全ての研究の土台となり、今後の移住研究や植民研究、もしくは帝国研究のさらなる発展に寄与するものとなるであろう。

## (3) 今後の展望

本研究では十分に活用しきれなかった移住統計資料や入植実態調査資料がまだ多

数残っている。そこから何を読み取ることが可能であるのか、現段階では確実なことは言えないが、様々な可能性を秘めていることだけは間違いない。とりわけ、ウラルを越えて最初の目的地に到達した後の移住者がどのように行動したのか、その後どうなっていたのか等、移住者が一旦入植した後の実態について実証的な分析を行うための材料となることも期待される。

1890年代までの移住政策の基本方針は、その後も受け継がれた部分もあるにせよ、20世紀に入り根本的なところで大きく転換している。その政策転換の背景には、現状に合わせた現実的な対応を重ねたという面もあるにせよ、その時代のロシア社会全体が経験している抜本的な社会変革があることは確かである。移住・入植政策を推進する中心的な人物の入れ替わり（ヴィッテ財務大臣とクロムジン・シベリア鉄道委員会事務局長から、ストルィピン首相とクリヴォシェイン土地整理・農業総局長へ）、1905年革命以後のロシアで実現されつつあった市民的自由といったコンテクストに位置づけることによって、帝政ロシア政府による移住・入植政策の再評価も可能となるはずである。

1911年以降新たな方向へ転換した移住政策の方針が軌道に乗り、その成否に関する評価が出される前に、ロシア帝国は第一次世界大戦へと突入し、やがて革命によって帝国そのものが崩壊してしまった。ソヴィエト政権誕生後、移住・入植事業の何が継承され何がされなかったのか、ロシア帝国とソ連との連続性と断絶の問題に、アジアロシア移住・入植の方面からはどのような答えを出すことができるのか、今後の課題として考えていきたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

青木恭子、帝政ロシア国内移住にみる移動の論理-移住者の出身地と移住先の分析から、富山大学人文学部紀要、査読無、第60号、2014、1-26

<http://www.hmt.u-toyama.ac.jp/kenkyu/kiyo60/aoki60.pdf>

〔学会発表〕(計 1件)

青木恭子、帝政ロシア国内移住者の移動の論理と移住政策-移住者の出身地と入植地の分析から、第64回日本西洋史学会、2014年6月1日、立教大学池袋キャンパス

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

青木 恭子 (AOKI, Kyoko)

富山大学・人文学部・准教授

研究者番号：10313579